

問題 II

甲は、機構 α 及び機構 β を有する機器Aに係る発明Iを独自に完成させた。また甲は、機構 α' 及び機構 β を有する機器A1に係る発明O、機構 α 及び機構 β' を有する機器A2に係る発明Hを独自に完成させたので、明細書に発明I、発明O、及び発明Hを記載し、特許請求の範囲に発明Iを記載して、2019年4月10日に特許出願Xをした。なお、機構 α' は機構 α の、機構 β' は機構 β の下位概念であり、発明O及び発明Hは、いずれも他方の発明から容易に推考できない発明である。

その後、甲は出願Xについて出願審査の請求をした。特許庁は、発明Iに係る発明Iについて特許権Pの設定登録がされた。以上を前提に、以下の設問に答えよ。

特許庁への手続等は書かない。

主張を訊かれたら、まず侵害と「否認」を検討し、否認できない場合は「抗弁」を説明する。

1. 乙は、独自に発明Oを完成させたので、2019年2月20日に、工作機械メーカーである丙に、機器A1の製造機械Mを発注した。その後、乙が、丙より当該製造機械Mの納品を受け、機器A1の製造販売を行っていたところ、2021年6月10日に、甲より差止請求訴訟が提起された。

このように和文和訳して考える！

本件訴訟において、乙がなし得る主張を、以下のそれぞれの場合について説明せよ。なお、機械Mの発注にあたり、丙は、発明Oについて守秘義務を有している。

(1) 製造機械Mの納品が2019年4月1日であり、その直後から機器A1の製造販売が開始された。

可能性のある手続の主体、客体、時期、を述べた上で、手続を説明する。

(2) 製造機械Mの納品が2019年4月1日であり、その直後から機器A1の製造販売が開始された。

このように和文和訳して考える！

2. 上記設問1. (1)の場合において、上記設問1で検討した主張以外に、特許庁に対し、乙が、とることのできる手続を説明し、併せて、当該乙の手続に対して甲がとることのできる手続について説明せよ。

3. 上記設問2. において甲が適切に手続をとったことにより、乙の手続は認められない旨の謄本が甲及び乙に送達された。乙は、当該特許庁の判断に不服があり、その判断が確定することを阻止したいと考えている。この場合に、乙は、特許法上どのような措置をとることができるか、その留意点ともに述べよ。

このように和文和訳して考える！

4. 乙は、出願X前に頒布された刊行物Kに発明Hが記載されている事実を、上記設問3. の謄本送達後に知った。この場合、乙は、特許法に規定されているもので可能性のある措置を挙げる。法律に規定されていないものや、意匠法及び民法等の他法域の規定は書かない。

特許法に規定されているもので可能性のある措置を挙げる。法律に規定されていないものや、意匠法及び民法等の他法域の規定は書かない。